

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p style="text-align: center;">地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)</p>	<p>地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。(地域子育て支援センター：一般型28か所、連携型(児童館型)26か所 計54か所) 【現状】子育て関連情報の提供や相談・援助等の実施 年間延べ利用人数：現状(R2(2020))117,183人 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズに寄り添った支援の実施 <div style="text-align: center;">  <p>地域子育て支援センターでの親子の交流の様子</p> </div> <p>②ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人がその仲介を行う「ふれあい子育てサポートセンター」に会員登録をして、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施します。 【現状】事業の実施 子育てヘルパー会員平均登録数：現状(R2(2020))758人 【R4(2022)以降】事業の利用促進に向けた取組の推進</p> <p>③地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 養成研修を受講した地域の方が、ボランティアとして各区役所等において、乳幼児や保護者の見守りを実施したり「こんにちは赤ちゃん訪問員」として、子育て家庭を訪問し、身近な子育て情報を届ける等の子育て支援活動を推進します。 【現状】子育てボランティア活動の参加促進に向けた取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

	<p>④子育てに関する情報提供の実施 子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさきし子育てガイドブック」の作成や、「かわさき子育てアプリ」、「かわさきし子育て応援ナビ」（ホームページ）等により子育てに関する効果的な情報提供を行います。 【現状】 ・「かわさきし子育てガイドブック」の作成 ・「かわさき子育てアプリ」等による情報提供の実施 【R4(2022)以降】子育てに関する効果的な情報提供の継続実施</p> <p>⑤子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進 九都県市の連携による広報活動や、子育て世代向けのセミナーの開催等によりワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>小児医療費助成事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①小児医療費助成の実施 安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた上で、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に事業の推進を図ります。 【現状】対象者への適正な支給の実施 <u>支給児童：現状（R2(2020)）126,110人</u> 【R4(2022)以降】対象者への適正な支給の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>児童手当支給事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どもの健やかな成長と発達を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童手当の支給 中学校修了前の子どもを養育している方に児童手当を支給します。 【現状】子育て世帯への児童手当の支給の実施 【R4(2022)以降】子育て世帯への児童手当の支給の継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局：監査担当)	施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施</p> <p>こども未来局が所管する市内の社会福祉法人や、保育所などの児童福祉施設等に対して指導監査を行い、必要な助言・指導等の措置を講ずることにより、施設等の運営の適正化を図ります。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 ・指導・監査体制の充実 <p>指導監査実施数：現状（R2(2020)）517件</p> <p>【R4(2022)以降】適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施</p> <p>②施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会等の開催</p> <p>施設運営に対する支援を行うとともに安定的な指導監査体制を確保するため、会計研修会等を開催し、監査指導員の人材育成を図ります。</p> <p>【現状】会計研修会等の実施</p> <p>開催回数：現状（R2(2020)）5回</p> <p>【R4(2022)以降】会計研修会等の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	子ども・若者未来応援事業 (こども未来局：企画課)	子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、計画に基づく取組を着実に推進するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用し、本市の子ども・若者が、様々な分野において活躍する人材を目指して挑戦することを後押しする事業を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理</p> <p>子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められていることから、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭等への支援の充実を図るために、子ども・若者施策の総合的な推進を図ります。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理 ・「第2期子ども・若者の未来応援プラン」の策定（予定） <p>【R4(2022)以降】「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の進行管理</p>	

②「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施

本市の子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する「新たな一歩」を後押しするための取組を実施します。

【現状】

- ・グローバル人材育成事業の実施
- ・基金を活用した事業の広報の実施

【R4(2022)以降】

- ・グローバル人材育成事業の継続実施及び事業内容の充実
- ・基金を活用した新たな事業の検討及び実施
- ・基金を活用した事業の広報の実施

コラム 「かわさき子育てアプリ」

本市では、子育て中の様々な悩みを解決するため「かわさき子育てアプリ」を導入しています。アプリの機能として、予防接種や子どもの成長記録等の管理のほか、子どもの健診の時期や必要な手続等の情報をプッシュ通知でお知らせすることができます。また、保育所、幼稚園などの子育て関連施設を地図から検索することができ、地域の子育てイベント情報なども確認することもできます。

アプリストアからダウンロードして、カンタンに登録できます！



かわさき子育てアプリで検索！！

かわさき子育てアプリ 検索



コラム 「子ども・若者応援基金」

「頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進」のために、「子ども・若者の挑戦の後押し」と「機会格差をなくす取組」を目的として、平成30（2018）年4月に新たに「子ども・若者応援基金」を創設しました。本基金は、市民や企業等の皆様からいただいた寄附とともに、競馬競輪事業益金を積み立てています。



コラム グローバル人財育成事業

将来の社会的自立に必要な能力や態度を持ち、多様性を尊重しながら共に支え、お互いに高め合える人材の育成を目指し、共生・協働の精神を育む取組を進めていますが、グローバル化が進む中では、社会課題等を自ら発見し、解決できる能力のほか、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材が求められており、こうした人材になれるよう挑戦する子ども・若者を地域社会全体で応援していく必要があります。

本市では、子ども・若者が様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する新たな一歩を後押しできるよう、子ども・若者応援基金を活用し、地域全体を巻き込んだ子ども・若者を応援する事業「グローバル人財育成事業」を実施しています。

取組 「Stanford e-Kawasaki」

子ども・若者応援基金を活用した「グローバル人財育成事業」のひとつとして、令和元（2019）年度からスタンフォード大学の国際異文化教育プログラム（SPICE）が提供する「Stanford e-Japan」を本市の高校生向けにカスタマイズしたプログラム「Stanford e-Kawasaki」を実施しています。

自宅でインターネットを通じて、多様性とアントレプレナーシップの2つをテーマに合計4回、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを実施し、最終課題として自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを行います。

受講生からは、「ミスを恐れずに、何事にもトライしようと思うようになり、自信を持てるようになった」「ゲストスピーカーと他の受講者から新しい考え方を学ぶのは刺激的だった」「振り返ってみると、自信を持てるようになり、英語のスキルも上がり、柔軟で横断的な考えも身についた」など、失敗を恐れずに挑戦する姿勢や、互いの意見を知る良さ、思考の枠が広がったというポジティブな感想が多数ありました。



Stanford e-Kawasaki 閉講式での集合写真

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策2 子どものすこやかな成長の促進

【施策の概要】

妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。

また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。

【現状と課題】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊婦・乳幼児健康診査をはじめ、産前産後におけるサポート、乳児家庭への全戸訪問、発達・子育てに関する相談・支援等の体制を充実し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援や、発育・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待予防に向けた対応等、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。

《子ども・若者の健やかな成長》

- ◆ 市内に58館ある「こども文化センター」においては、老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成に取り組むとともに、市民活動の拠点として活用が図られるよう施設の運営を行いました。核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。
- ◆ すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施し、居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するとともに、令和元（2019）年度からメール配信サービスの実施や、学校の長期休業期間等において平日朝の開設時間を30分前倒して8時からに変更するなど、事業の充実に取り組んできました。共働き世帯の増加や核家族世帯の増加に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しており、更なる事業の充実が求められています。

【計画期間における方向性】

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援の充実に取り組むとともに、母子健康手帳交付時からの相談・支援、妊婦・乳幼児健康診査事業の実施などにより、支援の必要な家庭を早期に把握し、地域の関係機関と連携しながら、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組めます。

《子ども・若者の健やかな成長》

- ◆ 子どもが多くの人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら健やかに成長していけるよう、様々な体験や経験ができる機会の創出に向け、地域や関係機関等と連携を図りながら、こども文化センターを活用し、子どもたちの意見や地域の特性等を踏まえた子どもの居場所づくりに取り組めます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.8% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3~4か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数/健康診査対象人数)×100(%)」の平均値
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	96.9% (令和2(2020)年度)	97.8%以上 (令和7(2025)年度)	1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	36.2% (令和2(2020)年度)	51%以上 (令和7(2025)年度)	わくわくプラザ登録者数/対象児童数×100(%)
わくわくプラザ利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.6点 (令和元(2019)年度)	8.0点以上 (令和7(2025)年度)	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値
こども文化センターの延べ利用者数 (こども未来局調べ)	717,694人 (令和2(2020)年度)	1,830,000人以上 (令和7(2025)年度)	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)

具体的な事業

- (1)妊婦・乳幼児健康診査事業 (2)母子保健指導・相談事業 (3)救急医療体制確保対策事業
 (4)青少年活動推進事業 (5)こども文化センター運営事業 (6)わくわくプラザ事業
 (7)青少年教育施設の管理運営事業 (8)いこいの家・いきいきセンターの運営 (9)自治推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業 (こども未来局：こども保健福祉課)	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児の健やかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施</p> <p>不妊治療のうち、治療費が高額となる体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。また、不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊に悩む方への相談や精神的支援を実施します。</p> <p>【現状】 相談及び助成の実施 助成件数：現状（R2(2020)）2,020 件 【R4(2022)以降】 相談及び助成の継続実施</p>	
	<p>②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施</p> <p>妊娠中の定期的な医療機関への受診促進と妊婦及び胎児の健康管理向上を図るため、医療機関や助産所において実施する妊婦健康診査費用の一部を助成します。（すべての妊婦に14回分の補助券を交付、多胎児妊娠の場合はさらに5回分費用を助成します。）</p> <p>【現状】 助成の実施 助成件数：現状（R2(2020)）155,597 件 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	

③各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施

乳幼児の成長において節目となる各時期に発育・発達の確認を行い、異常等の早期発見とその後の適切な医療、療育を受けられるよう、各区役所又は市内協力医療機関において健康診査を実施します。（3～4か月児・7か月児・5歳児健診は市内協力医療機関、1歳6か月児・3歳児は各区役所で実施）

【現状】 乳幼児健康診査の実施
乳幼児健康診査受診者数：現状（R2(2020)）62,231 人
 【R4(2022)以降】 乳幼児健康診査の継続実施

④聴覚及び視覚検診の実施

新生児聴覚検査及び3歳児健康診査での視聴覚検診により、目と耳の異常を早期に発見し、適切な療育・治療につなげることを目的として実施します。（新生児聴覚検査は令和3(2021)年10月から開始）

【現状】 聴覚及び視覚検診の実施
聴覚及び視覚検診受診者数：現状（R2(2020)）12,594 人
 【R4(2022)以降】 聴覚及び視覚検診の継続実施

	<p>⑤先天性代謝異常等検査事業の実施 フェニールケトン尿症などの先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症を早期に発見し障害の発生を未然に防ぐため、市内の医療機関で出生した、生後5～7日の赤ちゃんの先天性代謝異常等検査費用の一部を助成します。 【現状】先天性代謝異常等検査事業の実施 <u>先天性代謝異常等検査受診者数：現状（R2(2020)）9,943人</u> 【R4(2022)以降】先天性代謝異常等検査事業の継続実施</p> <p>⑥乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。 【現状】フォローの実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>⑦医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 医療機関との連携体制の強化を図りながら、健診後の要支援家庭等への支援を行います。 【現状】支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>
--	--

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>母子保健指導・相談事業 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子が健やかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。</p>
	計画期間中の主な取組	
(2)		<p>①思春期の心と身体健康教育の実施 思春期に特有な医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する個別相談に応じるとともに、学校保健との連携により、小・中・高等学校等において、児童や親、教職員を対象とした集団による健康教育を実施します。 【現状】学校保健と連携した集団指導等の実施 <u>参加者数：現状（R2(2020)）1,680人</u> 【R4(2022)以降】学校保健と連携した集団指導等の継続実施</p> <p>②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 【現状】各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>

③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援

妊娠・出産により新しい家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考え、両親で育児にあたるよう、妊娠中の生活や出産、育児に関する学習や実習を行います。

【現状】各区等での両親学級の開催

参加者数：現状（R2(2020)）3,188人

【R4(2022)以降】各区等での両親学級の継続実施

④新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

新生児訪問は、保健師や訪問指導員が、保護者が安心して育児が行えるよう、新生児の発育や産後の経過などに関する相談支援を実施します。

また、こんにちは赤ちゃん訪問は、養成研修を受けた地域の方が訪問員として子育て家庭を訪問し、身近な子育てに関する情報を届けるなど、地域と子育て家庭のつながりをつくりま

す。

【現状】乳児家庭への訪問の実施

訪問実施率：現状（R2(2020)）94.9%

【R4(2022)以降】乳児家庭への訪問の継続実施

⑤養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や養育上の支援を必要としている家庭に対して、保健師や訪問指導員を派遣し、子育てに関する助言、指導等を行うなど、児童虐待の未然防止や再発予防に向けた相談・支援を行います。

【現状】訪問指導の実施

訪問件数：現状（R2(2020)）1,966件

【R4(2022)以降】訪問指導の継続実施

⑥産後におけるサポートの実施

出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、授乳・沐浴に関する相談指導等を行う産後ケア事業を実施します。助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」、助産所に日中通ってケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」により、母体の体力回復を促し、母体・乳児ケアを行います。

【現状】事業の実施

利用者数：現状（R2(2020)）延べ1,832人

【R4(2022)以降】産後ケア事業の実施

⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を援助します。

【現状】事業の実施

利用者数：現状（R2(2020)）延べ2,321人

【R4(2022)以降】産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	救急医療体制確保対策事業 <small>(健康福祉局：保健医療政策室)</small>	救急医療ニーズに対応した小児救急や周産期救急等の救急医療体制を確保するとともに、安定した運営を支援します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①救急医療体制の充実に向けた取組の推進</p> 休日（夜間）急患診療所や小児急病センターの運営を支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。 【現状】 ・救急病院に対する運営支援等の実施 ・休日（夜間）急患診療所の医師会による運営に対する支援 【R4(2022)以降】 ・救急病院に対する運営支援や休日（夜間）急患診療所の医師会による運営に対する支援の継続実施等 <p>②周産期医療ネットワークの推進及び安全・安心な出産の確保</p> 産科医療機関と助産所も含めた周産期医療ネットワークを推進し、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営を支援します。 【現状】 総合（地域）周産期母子医療センターに対する運営支援の実施 【R4(2022)以降】 運営支援の継続実施と周産期医療関連施設の連携の推進	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	青少年活動推進事業 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①青少年を育成・指導する青少年団体への支援</p> 川崎市青少年育成連盟及び構成団体の活動に対する支援を行うことで、次代を担うリーダーの育成や青少年の健全育成を推進します。 【現状】 青少年団体への支援 【R4(2022)以降】 継続実施 <p>②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進</p> 行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。 【現状】 こども110番事業への支援等 【R4(2022)以降】 継続実施	

	<p>③「（仮称）川崎市 20 歳を祝うつどい」などのイベント等を通じた青少年の社会参加の促進 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「（仮称）川崎市 20 歳を祝うつどい」などを実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。 【現状】青少年が企画・運営するイベントの実施 「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数：現状（R2(2020)）40人 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>④青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 青少年指導員連絡協議会に対する支援を行い、青少年指導員活動の充実や資質向上を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。 【現状】青少年指導員活動への支援 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>こども文化センター 運営事業 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①こども文化センターの運営 児童の健全育成を推進するため児童館としての機能を高めるとともに、地域や関係機関等との連携を図りながら、多世代交流の促進や地域人材の育成・活動の場の提供などを進めます。 【現状】適切な管理運営の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	<p>②子どもたちの意見を踏まえた放課後等の居場所の検討 広く子どもの意見を聞き、より効果的に施設運営に反映するための仕組みの構築に向けて検討を進めます。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取の手法や取組内容の検討 ・地域特性やニーズ等の把握に向けた検討 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見聴取及び取組内容の検討 ・地域特性やニーズ等を踏まえた今後のこども文化センターの事業の検討 ・検討に基づく取組の推進 <p>③こども文化センターの移転・整備 【現状】大師・田島こども文化センターの移転整備に向けた検討 【R4(2022)以降】移転に向けた取組の推進</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>わくわくプラザ事業 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>すべての小学生を対象に、学校や地域等との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①わくわくプラザ事業の実施 子育て家庭のニーズを踏まえ、「放課後児童健全育成事業」の適切な実施や小学校や地域等と連携した「放課後子供教室」の充実に向けた検討を進めます。 【現状】わくわくプラザ事業114か所の実施 【R4(2022)以降】利用者ニーズを踏まえた取組の推進</p> <div style="text-align: center;">  <p>わくわくプラザ内の様子</p> </div> <p>②子育て支援わくわくプラザ事業の実施 保護者の就労等で「わくわくプラザ」が終了する午後6時までに児童のお迎えが難しい場合に、子育て支援の観点から、児童の安全・安心な居場所を確保します。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p>青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊びや活動の促進に向けた場を提供します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため施設を運営します。(所在地：長野県諏訪郡富士見町) 【現状】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 利用人数：現状(R2(2020))6,193人 【R4(2022)以降】団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の継続実施</p>	

②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施

野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もってその心身の健やかな発達に寄与するため施設を運営します。（所在地：麻生区黒川）

【現状】 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施

利用人数：現状（R2(2020)）7,452人

【R4(2022)以降】 野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の継続実施



黒川青少年野外活動センターでの野外体験活動の様子

③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施

子どもが遊び、夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主性及び自発的な活動を支援することにより、それぞれの子どもの成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与するため施設を運営します。（所在地：高津区下作延）

【現状】 子どもの自発的な活動の場の提供の実施

利用人数：現状（R2(2020)）53,717人

【R4(2022)以降】 子どもの自発的な活動の場の提供の継続実施



子ども夢パークにおける泥んこ遊び

④青少年の家における団体宿泊活動等の実施

団体の宿泊研修を通じて、心身ともに健康な青少年の育成を図るため施設を運営します。（所在地：宮前区宮崎）

【現状】 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施

利用人数：現状（R2(2020)）12,686人

【R4(2022)以降】 団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	<p>いこいの家・いきいきセンターの運営 <small>(健康福祉局：高齢者在宅サービス課)</small></p>	<p>高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。また、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」に基づく取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①こども文化センターとの連携強化をはじめとした多世代交流の取組の推進 こども文化センターをはじめとした様々な関係機関との多世代交流を含む地域交流を積極的に行い、地域における「顔の見える関係づくり」に取り組みます。 【現状】多世代交流の取組の実施と更なる推進 事業実施数：現状（R2(2020)）23か所 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	<p>自治推進事業 <small>(市民文化局：協働・連携推進課)</small></p>	<p>自治基本条例の理念等の周知をするとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①若者など多様な市民の参加の促進に向けた取組 主に若者を対象とした市民参加型のワークショップ等の開催を通じて若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図り、市政への主体的な関わりを促します。 【現状】主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催及び市民参加の推進に向けた調査、手法の検討 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上

【施策の概要】

家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。

【現状と課題】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の仕組みを通じて、保護者・地域の学校運営への参加の促進に取り組んでいます。学校が抱える課題の解決及び、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向け、学校・家庭・地域との連携による教育活動の取組を今後もさらに充実させていくことが必要です。
- ◆ 各区地域みまもり支援センターに配置している区・教育担当が中心となっており、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細かな支援のほか、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域の関係機関との連携強化による子ども支援を推進しています。教育に関する課題が複雑化・多様化しており、課題の解決にあたっては、区・教育担当が中心となり各区の実情に応じたきめ細かな学校支援等を継続することが必要です。
- ◆ 改正教育公務員特例法に基づき、川崎市の教育を担う人材の育成に向けて、川崎市教員等育成協議会を設置し、本市の状況を踏まえた教員研修計画を策定するなど、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいます。経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が必要で

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 核家族化の進行や働き方の多様化、地域のつながりの変化等から、子育てに悩みや不安を抱える家庭もあることなどから、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図る仕組みづくりが求められています。教育文化会館や市民館等では、家庭教育に関する学級講座の開催をはじめ、PTA等が開催している家庭教育事業の支援、企業等との連携による家庭教育事業などを実施しています。今後も地域において家庭教育を支援する取組の推進が必要で
- ◆ 市内の各行政区と各中学校区に川崎市独自の組織である地域教育会議を設置し、学校・家庭・地域の連携や地域の教育力の向上に向けて活動しています。地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題があり、更なる活性化に向けて支援を充実させていくことが必要で
- ◆ 「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを推進しています。「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要で

【計画期間における方向性】

《学校の教育力の向上》

- ◆ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充することで、地域が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。
- ◆ 区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細かに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ◆ ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・能力の向上に取り組みます。

《家庭・地域の教育力の向上》

- ◆ 近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化がみられることから、家庭教育支援の輪をさらに広げ、支援対象を増やしていくため、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組みます。
- ◆ 各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。
- ◆ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けて取り組み、放課後の学習支援のほか、地域人材や、企業、大学などの人材を寺子屋先生として、様々な体験活動や世代間交流のプログラムを実施します。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小6】	45% (令和3(2021)年度)	60.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中3】	31.2% (令和3(2021)年度)	40.0%以上 (令和7(2025)年度)	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小5】	93.0% (令和2(2020)年度)	94.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中2】	91.1% (令和2(2020)年度)	93.0%以上 (令和7(2025)年度)	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	94.5% （令和2（2020）年度）	93.0%以上 （令和7（2025）年度）	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート）	83.8% （令和2（2020）年度）	93.0%以上 （令和7（2025）年度）	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）

具体的な事業

- (1) 地域等による学校運営への参加促進事業 (2) 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 (3) 教職員研修事業 (4) 家庭教育支援事業 (5) 地域における教育活動の推進事業
 (6) 地域の寺子屋事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要			
(1)	地域等による学校運営への参加促進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現を目指すために、学校教育推進会議を学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行・展開し、拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。			
	計画期間中の主な取組				
	<p>①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 家庭や地域から信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指し、各校の実情に合わせた学校運営を推進します。 【現状】各校の取組推進 【R4(2022)以降】各校の実情に合わせた取組の推進</p> <p>②学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充 学校運営協議会の運営支援により、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」の実現に向けた取組を進めます。 【現状】取組の推進 コミュニティ・スクール数：現状（R3(2021)）28校 【R4(2022)以降】コミュニティ・スクールの拡充</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">用語説明</th> <th>学校運営協議会</th> </tr> <tr> <td colspan="2">保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が学校に設置する機関です。</td> </tr> </table>		用語説明	学校運営協議会	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が学校に設置する機関です。	
用語説明	学校運営協議会				
保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実践に取り組むため、教育委員会が学校に設置する機関です。					

	<p>③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 コミュニティ・スクール連絡会の開催やそれぞれの取組を掲載したリーフレットの作成・配布により実践成果の普及・啓発を図ります。 【現状】 ・コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 ・取組成果をまとめたリーフレットの作成・配布 【R4(2022)以降】コミュニティ・スクール連絡会の開催やリーフレットの配布等による実践成果の普及・啓発</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、区・教育担当を中心に、関係機関と連携しながら、学校と地域との連携の強化や学校へのきめ細かな支援を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を活かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育むとともに、地域の協力者の支援により、地域の特性を活かした教育活動を進めます。 【現状】「夢教育21推進事業」の実施 【R4(2022)以降】「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進</p>	
	<p>②各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、地域に開かれた学校づくりを推進します。 【現状】学校評価の実施 <u>評価実施校：現状（R3(2021)）全市立学校</u> 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
<p>③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援 地域人材を活用して学校教育活動の活性化を図る学校教育ボランティア活動を推進します。 【現状】学校教育ボランティアの配置 <u>ボランティアコーディネーター配置数：現状（R3(2021)）137校</u> 【R4(2022)以降】継続実施</p>		
<p>④小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 小中9年間を円滑に接続するために、情報共有や交流を行う小中連携教育及び目指す子ども像を共有して系統的な教育を目指す小中一貫教育を推進します。 【現状】小中連携・一貫教育の実施 【R4(2022)以降】小中連携・一貫教育の推進</p>		

	<p>⑤区における教育支援の推進</p> <p>区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営全般にわたる支援や、地域みまもり支援センター等と連携した取組の実施 ・「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域の関係機関との連携による子どもの支援 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営全般に対する支援の充実や、地域みまもり支援センターとの連携など学校間及び学校と地域の連携強化に向けた支援 ・地域の関係機関との連携強化による子ども支援の推進 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p>教職員研修事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①教職員の資質、能力の向上を目指した研修の実施</p> <p>経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員の育成等が求められていることから、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施 ・OJTを通して学び続けることができる環境の確保 ・GIGAスクール構想や仕事の進め方・働き方改革を踏まえた研修の実施 <p>研修開催回数：現状（R2(2020)）144回（資料送付を含む）</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の推進 ・学び続けることができる環境の確保や教職員の資質、能力の向上を目指した取組の推進 	<p>②優秀な人材の確保に向けた、教職を目指す人のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施</p> <p>本市の教職を目指す大学生、社会人、非常勤講師などを対象に、川崎市が求める教員としての資質・能力を身に付け、川崎市の教育への関心や理解を深めることを目指したかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を実施します。（9月～2月の土曜日、全12回開催）</p> <p>【現状】 事業実施</p> <p>R2年度受講者のうちR3年度採用試験合格者数：現状（R2(2020)）25人</p> <p>【R4(2022)以降】かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施による優秀な人材の確保</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p align="center">家庭教育支援事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
		<p>①市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 教育文化会館・市民館・分館において家庭・地域教育学級等の事業を実施します。 【現状】事業実施（全区） 【R4(2022)以降】家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>②PTAによる家庭教育学級開催の支援 学びへのきっかけづくりとして、PTAによる家庭教育学級開催の支援を行います。 【現状】開催の支援 <u>開催数：現状（R2(2020)）54校</u> 【R4(2022)以降】開催への継続的な支援</p> <p>③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 全市・各区において「家庭教育推進連絡会」を開催し、情報共有を推進します。 【現状】全市・各区で実施 【R4(2022)以降】全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催</p> <p>④企業等と連携した取組による家庭教育の推進 地域の様々な主体と連携した、家庭教育支援を推進し、学習機会の拡充を図ります。 【現状】地域の様々な主体と連携した家庭教育支援の推進 <u>開催数：現状（R2(2020)）2講座</u> 【R4(2022)以降】企業等と連携した事業実施</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p align="center">地域における教育活動の 推進事業</p> <p align="center">(教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
(6)	<p>①地域教育ネットワークの構築に向けた取組の推進</p> <p>多様な主体による緩やかな地域教育ネットワークの構築を進め、地域と学校の双方向の連携・協働を図りながら、地域における教育活動を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催 <p><u>開催数：現状（R3(2021)）年3回</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域教育コーディネーターの養成・設置 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域教育会議を基軸とする緩やかな地域教育ネットワークの形成 ・地域教育コーディネーターの養成・設置 <p>②「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進</p> <p>川崎市子ども会議の活動を通じて、子どもたちの意見表明と社会参加を促進します。</p> <p>【現状】川崎市子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催</p> <p>【R4(2022)以降】子ども会議の充実に向けた取組の推進</p> <p>③地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</p> <p>地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催し、地域の力で子どもたちを支援します。</p> <p>【現状】子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進</p> <p><u>参加者数：現状（R2(2020)）1,764人</u></p> <p>【R4(2022)以降】子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p align="center">地域の寺子屋事業 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
		<p>①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」を推進します。 【現状】地域の寺子屋の拡充 <u>設置か所数：現状（R3(2021)）72か所</u> 【R4(2022)以降】全ての小・中学校での開講をめざした取組の推進</p> <p>②養成講座等による地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 寺子屋の先生を担っていただく人材を確保するための養成講座を開催します。また、寺子屋の運営を担うコーディネーターを養成するため、教育文化会館や市民館と連携した寺子屋コーディネーター養成講座を開催します。 【現状】人材確保に向けた広報の実施 <u>寺子屋の運営に参画した人数：現状（R2(2020)）938人</u> 【R4(2022)以降】養成講座の継続した実施と人材確保に向けた広報等の実施</p> <p>③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 市内で行われている各寺子屋が、どのように活動しているのかを紹介するフォーラムを年に1回開催し、事業の普及・啓発を図ります。 【現状】年1回開催 【R4(2022)以降】地域の寺子屋推進フォーラムの継続開催による事業の普及・啓発</p> <p>④外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室の実施 地域の状況を踏まえながら、日本語学習の支援を実施していきます。 【現状】4か所の寺子屋分教室を設置 【R4(2022)以降】地域の状況を踏まえた取組の推進</p>



地域の寺子屋事業における学習支援の様子

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策4 子育てしやすい居住環境づくり

【施策の概要】

子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。

また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。

【現状と課題】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住環境等の実現に向けて、民間事業者等と連携して、住宅ストックの活用・世代間循環の促進などに取り組みました。引き続き、子育て世帯や高齢者等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。
- ◆ 子育て世帯向けの期限付き入居制度の導入等の市営住宅の効果的な活用や、居住支援協議会の適切な運営等により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援などに取り組んでいます。誰もが安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、引き続き、取組を進めていく必要があります。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 身近な公園について、地域の実情に応じて、計画的に整備するとともに、子ども・若者が安全かつ快適に公園で遊べるよう、計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行っています。引き続き、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。
- ◆ 地域の防犯対策として、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組みました。市民アンケートの「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野であることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。

【計画期間における方向性】

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住宅に子育て世帯が住むことができるよう、そのしくみづくりを進めます。
- ◆ 市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営により、住宅セーフティネットの構築に向けた取組を進めます。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続し、子どもたちの遊びや

体験の場としても活用できる公園や緑地づくりを促進します。

- ◆ 安全に暮らせるまちをつくる取組として、防犯対策について、引き続き多様な主体と連携した防犯活動を推進するとともに、E S C O事業によるL E D防犯灯の効率的な設置や維持管理、地域における防犯カメラの設置支援を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
住宅に関する市民の満足度 （まちづくり局調べ） ※5年毎の調査	70% （平成30（2018）年度）	80%以上 （令和5（2023）年度）	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で（満足・まあ満足）とした人の割合
公園緑地の整備・管理状況についての満足度 （市民アンケート）	56.8% （令和元（2019）年度）	65% （令和7（2025）年度）	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で（満足・やや満足）とした人の割合
空き巣等の刑法犯認知件数 （神奈川県警察統計資料）	6,307件 （令和2（2020）年度）	8,500件以下 （令和7（2025）年度）	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数（年度ではなく暦年）

具体的な事業

- (1)住宅政策推進事業 (2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業 (3)市営住宅等管理事業
 (4)身近な公園整備事業 (5)公園施設長寿命化事業 (6)防犯対策事業
 (7)商店街活性化・まちづくり連動事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	<p>住宅政策推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)</p>	<p>「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案や調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組みます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズや社会環境の変化に応じた民間住宅の誘導 子育て世帯や高齢者等の市民の多様な居住ニーズやライフスタイル、ライフステージに応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組みます。 【現状】供給誘導 【R4(2022)以降】 ・既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給誘導</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>民間賃貸住宅等居住支援推進事業 (まちづくり局：住宅整備推進課)</p>	<p>高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「住宅確保要配慮者向け登録住宅」について、登録に必要な住宅確保要配慮者の範囲や面積基準等を定めた「川崎市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の普及啓発を行い、住宅確保要配慮者の入居機会の確保を図ります。 【現状】計画の策定（H30(2018)） 【R4(2022)以降】 ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・計画改定に向けた取組の検証、計画の改定 ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発</p>	

	<p>②「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進 子育て世帯、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保に向けて、住宅セーフティネット法に基づき設立した居住支援協議会による入居・生活支援の取組を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の運営 ・住み替え等相談や物件情報の提供、同行等支援の実施（すまいの相談窓口） <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の運営 ・地域の担い手や家主等との連携強化による入居・生活支援の促進 ・住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施 ・住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ・入居手続の同行等の支援 <p>③居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保 アパートなどの民間賃貸住宅を借りる際、ひとり親世帯、DV 被害者、一時保護施設退所者、児童福祉施設等退所者等で連帯保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用することで、民間賃貸住宅への入居を支援し、住生活の安定向上及び福祉の増進につなげます。</p> <p>【現状】居住支援制度による入居支援の実施 <u>支援件数：現状（R2(2020)）112件</u></p> <p>【R4(2022)以降】居住支援制度による入居支援の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>市営住宅等管理事業 <small>(まちづくり局：市営住宅管理課)</small></p>	<p>市営住宅等の計画的な維持管理等の実施や効果的な入居・管理体制の導入を進め、住宅困窮世帯等への適確・公平な市営住宅等の提供を図るとともに、空き駐車場の増加などへの対策など、市営住宅等の適切な運営・活用を図ります。</p>
	計画期間中の主な取組	
(3)	<p>①よりの確・公平な提供に向けた取組の推進 市営住宅の募集において子育て世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施するとともに、コミュニティバランスの取れた世帯構成の実現や地域活力の維持・増大に向けて、期限付き入居制度を推進し、市営住宅への若年子育て世帯等の入居機会の拡大を図ります。</p> <p>【現状】期限付き入居制度の導入（H30）</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に困窮する若年子育て世帯等の期限付き入居制度の推進 ・入居制度の見直しに向けた検討 	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>魅力的な公園整備事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)</p>	<p>地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や老朽化の進んだ公園の再整備・バリアフリー化などの取組により、民間活力を導入しながら、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進めます。</p>
計画期間中の主な取組		
(4)	<p>①地域の特性に合わせた魅力ある公園づくりの推進 施設が老朽化した公園について、市民ニーズに合った魅力ある公園として再整備を進めます。 【現状】 ・公園の再整備の推進 ・若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備 【R4(2022)以降】 ・民間活力導入などによる公園の再整備の推進 ・若者文化施設等と連携したスポーツ施設整備 ・エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進</p>	
	<p>②バリアフリー整備の実施 園路広場やトイレなどの主要施設をバリアフリー化し、市民がより利用しやすい公園となるよう再整備を進めます。 【現状】公園内のバリアフリー化に向けた取組の推進 【R4(2022)以降】バリアフリー化に向けた整備の実施</p>	
	<p>③身近な公園の整備の実施 子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。 【現状】 ・中野島3丁目公園整備工事 ・東名犬蔵公園整備実施設計 【R4(2022)以降】身近な公園整備の実施</p>	
	<p>④適切な公園施設の管理のための施設管理用カメラの取組 不適切な利用による施設の器物破損等を防ぎ、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、施設管理用カメラを適切に管理します。 【現状】施設管理用カメラの管理 【R4(2022)以降】施設管理用カメラの適切な管理、新たな設置手法の検討・実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	公園施設長寿命化事業 (建設緑政局：みどりの保全整備課)	長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	①長寿命化計画に基づく取組の推進 長寿命化計画に基づき、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を実施します。 【現状】遊具等の点検と適切な維持管理 【R4(2022)以降】公園施設の整備の実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	防犯対策事業 (市民文化局：地域安全推進課)	市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	①防犯カメラの設置に向けた取組の実施 市の補助制度に基づき、地域からの需要が高い防犯カメラの設置補助を実施します。 【現状】補助の実施 <u>補助台数：現状（R2(2020)）50台</u> 【R4(2022)以降】補助制度の運用及び重点地区の整備による設置の推進 ②防犯灯のLED化を推進するESCO事業による防犯灯の維持管理等の実施 夜間の通行の安全確保等に向けて、防犯灯LED化ESCO事業による防犯灯の維持管理及び新設を実施します。 【現状】約68,000灯の維持管理の実施 <u>新設：現状（R2(2020)）428灯</u> 【R4(2022)以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の継続実施 ・防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討 	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>商店街活性化・まちづくり 連動事業 (経済労働局：商業振興課)</p>	<p>商店街の課題解決や更なる機能向上等を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
(7)	<p>①商店街の機能向上に向けた施設整備等支援事業の推進 商店街の安全安心な環境づくりを支援するため、防犯カメラ等の設置補助を実施します。 【現状】商店街の街路灯のLED化、防犯カメラ等の設置、老朽化した街路灯の撤去等の支援の実施 実施数：現状（R2(2020)）累計188件 【R4(2022)以降】商店街の街路灯のLED化、防犯カメラ等の設置、老朽化した街路灯の撤去等の支援の実施</p>	

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策5 質の高い保育・幼児教育の推進

【施策の概要】

高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。

また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。

医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。

【現状と課題】

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 認可保育所や小規模保育事業の新規整備において、市有地や県有地、国有地の活用とともに民間活力を積極的に導入し、公募型の民間事業者活用型保育所整備においては、特に交通結節点の主要駅等を中心とした重点整備地域を指定するなど、ニーズの高いエリアに保育受入枠が確保できるよう取り組んできました。育児休業制度の定着等による1歳児・2歳児からの利用希望の増加や、大規模集合住宅の建設に伴う局地的な保育ニーズの発生など、今後は地域の保育需要をよりの確にとらえた整備が必要となっています。
- ◆ 川崎認定保育園は、認可保育所等とともに、多様な保育ニーズを支える重要な役割を担ってきました。特に育児休業明けの1歳児・2歳児は、認可保育所を希望しながら利用調整で保留になった児童が多く、その必要な受け皿になっています。働き方の変化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、安定的に児童が確保できない施設も出てきており、引き続き、既存園を活用した柔軟な受入れを行うためには、安定的で効率的な運営の確保が必要となっています。
- ◆ 保育士確保対策については、リモートを含む就職相談会や保育所等見学会、潜在保育士の復職支援、保育士資格取得支援、5区市で共同設置している保育士・保育所支援センター事業などの取組により、保育士養成施設等とも連携しつつ、市内保育所等における保育人材の確保を行ってきました。都市部での保育所の新規整備は続いており、都市間での人材確保競争も続いていることから、市内保育所等への人材確保につながる取組のほか、保育士等の子どもの保育所等入所における利用調整上の優先的な取扱いを継続して実施する必要があります。
- ◆ 一時保育事業については、多様な保育ニーズに対応するため、これまで実施施設数の増加を図ってきましたが、近年は、地域により利用者数が減少傾向にあることから、今後は地域のニーズと実施施設の分布状況を踏まえながら、実施施設数の最適化を図る必要があります。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 各区においては、申請前段階からの説明会の実施や夜間・休日の相談など、きめ細やかな相談や、保育所入所保留となった申請者に対する丁寧なアフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等の適切なマッチングを図るなど、切れ目のない市民視点に立った取組を推進しています。新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、引き続き、各区において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施していく必要があります。

ます。

《保育の質の維持・向上》

- ◆ 令和元（2019）年度に川崎区、令和2（2020）年度に中原区と、各区3園の公立保育所のうち、1園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センターとして順次整備し、公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援を行ってきました。子育てに不安や負担を感じている家庭もあることから、在宅での子育てに対し、保育・子育て総合支援センター等が地域の拠点となり、関係機関との連携を図りながら専門的な支援を展開するなど、地域の子育て支援の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 保育・子育て総合支援センターや各区保育総合支援担当が中心となり、保育所等施設長連絡会等の各種連携会議の開催やキャリアアップ研修の実施をはじめとした民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図ってきました。市内の保育事業者の増加や、民間保育所の運営主体の多様化は当面続くと見込んでいることから、引き続き、地域全体での保育の質の維持・向上を図る必要があります。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 本市では、すべての保育所において、集団保育が可能と認められる場合には、障害を持つ子どもを受け入れることを基本としており、受入のための支援として巡回による発達相談や保育体制の充実に努めるとともに、市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に対しても、幼児教育相談員の巡回による各園の教職員への助言、支援等に取り組んでいます。近年、診断基準の変化や発達障害の知識の普及、低出生体重児の増加などにより配慮を必要とする子どもが増加しており、保育所等に通っている子どもに対しては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携が必要となっています。
- ◆ 平成28（2016）年度から、公立保育所7園において、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育が可能と診断され、さらに川崎市保育所入所児童等健康管理委員会においても集団保育が可能と判断された場合に、医療的ケア児を受け入れています。医療技術の進歩等により医療的ケア児が増加していることや、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることが求められており、日常的に通える範囲での受入体制を確保すること等が課題となっています。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 幼稚園は、地域に根付いた教育施設として、子ども一人ひとりの発達に応じ、環境を通して生きる力の基礎を育み、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支えています。本市では、多様な教育・保育ニーズに対応するため、私立幼稚園の在園児について、平日及び土曜日の預かりの長時間化（11時間以上）や、夏休み期間等の預かり通年化に対応するための幼稚園型一時預かり事業を推進しています。引き続き、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応や、小規模保育事業等の卒園児をはじめとした3歳到達後の受入先の確保等が必要なことから、幼稚園型一時預かり事業についても、長時間化や通年化、2歳児の受入れなど、今後も充実した支援策を実施する必要があります。
- ◆ 幼児教育と保育の一体的な提供を進めるため、幼稚園の認定こども園への移行を推進しています。多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応や、小規模保育事業等の卒園児をはじめとした3歳到達後の受入先の確保等が必要となっています。

【計画期間における方向性】

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ◆ 今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定め、新規整備を実施するとともに、既存の保育所を活用した定員枠の拡大や、年齢別定員の変更をはじめとした柔軟かつ効率的な取組を実施するなど、引き続き、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠の確保に取り組みます。
- ◆ 認可保育所の整備にあたっては、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保できるよう、既存園との競合を避けながら整備指定地域をより柔軟に設定することで、より地域のニーズを反映した取組を進めます。
- ◆ 川崎認定保育園については、既存施設を活用した保育受入枠の確保を図るため、認可化を推進するとともに、川崎認定保育園の安定的な運営に向けた支援に取り組みます。
- ◆ 保育士確保対策については、引き続き、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで求職者と求職者のマッチング機会の充実を図ります。
- ◆ 一時保育事業については、地域によっては施設数の増加に伴う供給過多により、事業ニーズが想定を下回っている施設がある一方で、実施施設が近くにない地域もあることから、地域の需給バランスを考慮しながら、既存園の施設数の最適化に取り組みます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ◆ 各区において、利用申請前から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を実施します。

《保育の質の維持・向上》

- ◆ 在宅での子育てを家庭を支援し、保護者の孤立等を防ぐため、関係機関との連携のもと、保育・子育て総合支援センターにおいて、支援が必要な子どもの緊急・一時保育での受入れなどを実施します。
- ◆ 地域全体の保育の質の維持・向上を図るため、保育・子育て総合支援センターや公立保育所が拠点となり、これまで培ってきた知識や保育技術を公民で共有し、各園の課題やニーズに合わせた効果的な人材育成を行うなど、地域全体での質の高い保育の実施に向けた取組を推進します。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ◆ 配慮を必要とする子どもについては、長年の受入れにより蓄積してきた経験と知識・技術を活かしながら、専門職（保育士・看護師・栄養士）による相談・支援を行うとともに、小学校への円滑な接続を視野に入れて、保護者、療育センター、小学校等との連携に取り組みます。
- ◆ 医療的ケア児については、これまでの取組で培った経験と知識・技術を活用し、公立保育所において安定的に医療的ケア保育の提供を行うとともに、民間保育所での受入れに向けた支援等に取り組みます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ◆ 幼稚園型一時預かり事業の拡大と併せ、幼稚園を既存の小規模保育事業と連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園での受入れを促すなど、幼稚園における就労家庭児の受入れを推進します。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

- ◆ 幼稚園における保育の長時間化・通年化や教職員の確保を支援し、幼稚園から認定こども園への移行が円滑に進むよう施設の状況に応じた段階的な支援を行います。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (令和3(2021)年4月)	0人 (令和8(2026)年4月)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値
保育所等利用者の満足度 ※10点満点 (こども未来局調べ)	7.8点 (令和元(2019)年度)	8.4点以上 (令和7(2025)年度)	「保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値

具体的な事業

- (1)待機児童対策事業 (2)認可保育所等整備事業 (3)民間保育所運営事業 (4)公立保育所運営事業 (5)認可外保育施設支援事業 (6)幼児教育推進事業 (7)保育士確保対策事業 (8)保育料対策事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要																																
1	待機児童対策事業 (こども未来局：保育対策課)	就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。																																
	計画期間中の主な取組																																	
	<p>①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 各区において、保育所入所相談、コーディネート機能の充実を図り、保育所の利用を希望される方などへのきめ細やかな相談支援を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口・電話での相談支援 ・情報端末を活用した利用者支援 ・円滑な保育所申込のための環境整備 <p>【R4(2022)以降】保育所入所相談、コーディネート等の実施</p>																																	
	<p>◆保育所の概況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">保育所等の数 (か所)</th> <th colspan="3">利用児童数※ (人)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29(2017)年4月1日</td> <td>387</td> <td>26,999</td> <td>12,089</td> <td>14,910</td> </tr> <tr> <td>平成30(2018)年4月1日</td> <td>420</td> <td>28,809</td> <td>12,874</td> <td>15,935</td> </tr> <tr> <td>平成31(2019)年4月1日</td> <td>452</td> <td>30,699</td> <td>13,635</td> <td>17,064</td> </tr> <tr> <td>令和2(2020)年4月1日</td> <td>484</td> <td>32,296</td> <td>14,273</td> <td>18,023</td> </tr> <tr> <td>令和3(2021)年4月1日</td> <td>520</td> <td>33,552</td> <td>14,818</td> <td>18,734</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市内在住の児童数（他都市の委託児童を含む。）</p>			保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)			総数	3歳未満児	3歳以上児	平成29(2017)年4月1日	387	26,999	12,089	14,910	平成30(2018)年4月1日	420	28,809	12,874	15,935	平成31(2019)年4月1日	452	30,699	13,635	17,064	令和2(2020)年4月1日	484	32,296	14,273	18,023	令和3(2021)年4月1日	520	33,552	14,818
	保育所等の数 (か所)	利用児童数※ (人)																																
		総数	3歳未満児	3歳以上児																														
平成29(2017)年4月1日	387	26,999	12,089	14,910																														
平成30(2018)年4月1日	420	28,809	12,874	15,935																														
平成31(2019)年4月1日	452	30,699	13,635	17,064																														
令和2(2020)年4月1日	484	32,296	14,273	18,023																														
令和3(2021)年4月1日	520	33,552	14,818	18,734																														

		<p>②「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込みと確保方策の策定 事業計画において定めている教育・保育の量の見込みと確保方策について見直しを行い、引き続き、増加が見込まれる保育ニーズに対応して、認可保育所等のほか、川崎認定保育園や幼稚園などにより、計画的に保育体制の確保を進めます。 【現状】子ども・子育て支援事業計画の改定（予定） 【R4(2022)以降】計画に基づく取組の推進</p> <p>③横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 待機児童対策に関する横浜市との連携協定に基づき、両市施設間の相互利用を促進するなど、両市の保育需要を相互に補完し、待機児童解消に向けて連携した取組を進めます。 【現状】協定に基づく相互利用 <u>横浜保育室利用人数：現状（R3(2021).4）12人</u> 【R4(2022)以降】協定に基づく相互利用の促進</p>
--	--	---

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>認可保育所等整備事業 (こども未来局：保育所整備課)</p>	<p>保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。</p>
	計画期間中の主な取組	
(2)	<p>①認可保育所等における保育受入枠の確保 認可保育所の新設整備等の多様な手法により保育受入枠を拡大することで、高い保育需要への対応を図ります。 【現状】定員数の確保に向けた整備等 <u>定員数：現状（R3(2021).4）33,812人</u> 【R4(2022)以降】様々な手法を活用した保育受入枠の拡大の推進</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>民間保育所運営事業 (こども未来局：保育第1課)</p>	<p>民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います。</p>
	計画期間中の主な取組	
(3)	<p>①民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援 国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営を確保します。 【現状】職員等の処遇改善及びキャリアアップの推進 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

	<p>②一時保育実施数の適正化 保護者が週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に、保護者に代わって保育を行います。近年、一時保育の利用者数は減少傾向にあることから、地域のニーズや実施施設の分布状況を踏まえ、実施施設数の適正化を図ります。 【現状】適正な事業執行体制に向けた検討 <u>実施施設数：現状（R3(2021).4）86か所</u> 【R4(2022)以降】一時保育事業の適正な執行体制による取組の推進</p> <p>③延長保育の推進 保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施します。 【現状】延長保育事業の実施 <u>月間実利用人数：現状（R2(2020)）6,893人</u> 【R4(2022)以降】延長保育事業の継続実施</p> <p>④「福祉サービス第三者評価」の推進 認可保育所における受審の更なる促進を図るとともに、地域型保育事業についても、評価の実施や結果の公表を促進します。 【現状】評価受審の促進 <u>施設数：現状（R2(2020)）33園</u> 【R4(2022)以降】評価受審の促進の継続</p> <p>⑤夜間、年末保育事業、休日保育事業の推進 就労の多様化等に伴う保護者の保育ニーズに的確に対応する事業を推進します。 【現状】各事業の実施 【R4(2022)以降】各事業の継続実施</p>								
No	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1332 687 1406">事務事業名(所管課)</th> <th data-bbox="687 1332 1404 1406">事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1406 687 1592"> 公立保育所運営事業 <small>(こども未来局：運営管理課)</small> </td> <td data-bbox="687 1406 1404 1592"> 保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="240 1592 1404 1659" style="text-align: center;"> 計画期間中の主な取組 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1659 687 2024">(4)</td> <td data-bbox="687 1659 1404 2024"> <p>①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、様々な手法を検討しながら計画的な整備を推進します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮前区保育・子育て総合支援センター（実施設計） ・多摩区保育・子育て総合支援センター（基本設計） <p>【R4(2022)以降】計画的な整備の推進</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事務事業名(所管課)	事業概要	公立保育所運営事業 <small>(こども未来局：運営管理課)</small>	保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。	計画期間中の主な取組		(4)	<p>①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、様々な手法を検討しながら計画的な整備を推進します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮前区保育・子育て総合支援センター（実施設計） ・多摩区保育・子育て総合支援センター（基本設計） <p>【R4(2022)以降】計画的な整備の推進</p>
事務事業名(所管課)	事業概要								
公立保育所運営事業 <small>(こども未来局：運営管理課)</small>	保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。								
計画期間中の主な取組									
(4)	<p>①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 保育・子育て総合支援センターの機能や役割を果たすため、様々な手法を検討しながら計画的な整備を推進します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮前区保育・子育て総合支援センター（実施設計） ・多摩区保育・子育て総合支援センター（基本設計） <p>【R4(2022)以降】計画的な整備の推進</p>								

②公立保育所の老朽化対策の実施

保育・子育て総合支援センターと連携して地域の保育の質の向上を図るとともに、公立保育所の現園舎を活用して安心・効果的な保育を提供します。

【現状】

- ・計画的な施設保全の実施
- ・藤崎保育園の建替、新園舎での運営開始

【R4(2022)以降】計画的な施設保全の実施

③保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援

保育・子育て総合支援センター等において、子育て家庭の養育力の向上等に向けた地域子育て支援の充実を図ります。

【現状】

- ・専門職による相談支援の実施
- ・人材や施設を活用した多様な子育て支援メニューの提供

【R4(2022)以降】地域の子ども・子育て支援の実施

④保育・子育て総合支援センター等における民間保育所等への支援及び公・民保育所人材育成

公立保育所の施設を活用した運営支援、公民保育所間の交流の場づくりなどを行います。また、初任者から管理職員までの職位や職務内容等のほか、国のキャリアアップ研修も踏まえた体系的な研修計画に基づく各種研修等を実施します。

【現状】

- ・各種連携会議の実施
- ・実践フィールドを活かした公民保育所職員研修等の実施

参加者数：現状（R2(2020)）5,777人

【R4(2022)以降】民間保育所等への支援及び公・民保育所人材育成の推進

⑤多様なニーズに対応した保育の提供

保育・子育て総合支援センターにおいて、保護者の緊急の必要性への対応や育児疲れなどのリフレッシュを必要とする保護者の心理的・身体的負担を軽減することを目的に、一時預かり事業を実施します。また、保育・子育て総合支援センター及び公立保育所のうち、各区1か所で医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、集団保育が可能とされた児童の保育を実施します。

【現状】

- ・一時預かり事業の実施
- ・医療的ケア児の受入れの実施
- ・医療的ケア児の受入体制の検討

【R4(2022)以降】

- ・一時預かり事業の継続実施
- ・医療的ケア児の受入れの継続実施
- ・検討結果を踏まえた取組の推進

用語説明

医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的に行っている痰の吸引、経管栄養等の医療行為

	<p>⑥障害児保育の巡回相談や発達相談の実施 障害児や特別な支援を必要とする児童が在園する保育所等に対し、適切な保育が確保されるよう、相談員による個別的な相談指導や援助を行います。 【現状】 専門相談員による個別的な相談指導の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>⑦幼保小の連携の実施 幼稚園、保育園、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施します。 【現状】 連携の実施 【R4(2022)以降】 連携の継続</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>認可外保育施設等支援事業 (こども未来局：保育第2課)</p>	<p>継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図ります。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保護者への保育料補助の実施 川崎認定保育園に在園する児童の保護者に対して保育料の補助を実施します。 【現状】 安定的な制度運用に向けた検討 <u>助成児童数：現状 (R2(2020)) 4,126人</u> 【R4(2022)以降】 検討に基づく取組の推進</p> <p>②川崎認定保育園等の運営支援及び認可化の推進 認可保育所や小規模保育事業に移行する意欲のある認可外保育施設について、計画的に移行が図られるよう、改修費等の補助や保育の質の向上に向けた支援を行います。 【現状】 R4以降の量の見込みと確保方策の検討 <u>受入児童数：現状 (R2(2020)) 2,874人</u> 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確保方策の検討に基づく取組の推進 ・ おなかま保育室の廃止 (R4) 	

	<p>③病児・病後児保育事業の実施 病気やその回復期のため集団保育が困難な期間において、児童を一時的に預かり、児童の健康管理や看護を行うとともに、保護者の子育てと就労を支援します。 【現状】全区で病児・病後児保育事業を実施 【R4(2022)以降】病児・病後児への保育の実施</p> <p>④認可外保育施設への立入調査の実施 認可外保育施設の運営に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを「認可外保育施設指導監督基準」に沿って調査し、問題がある場合には改善を求める等、指導監督を行います。 【現状】立入調査の実施 【R4(2022)以降】適正な施設運営や質の維持・向上のための立入調査の実施</p> <p>⑤居宅訪問型保育事業等に従事する者への子育て支援員研修の実施 保育の質の向上のため、無資格の認可外の居宅訪問型保育事業者等へ子育て支援員研修を実施します。 【現状】研修の実施 【R4(2022)以降】研修の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
6	<p>幼児教育推進事業 (こども未来局：幼児教育担当)</p>	<p>幼稚園等への支援、一時預かり事業の拡充、認定こども園への移行等により、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに質の高い幼児教育の推進を図ります。</p> <p>計画期間中の主な取組</p> <p>①幼稚園型一時預かり事業の推進 幼稚園等が園則で規定している教育時間の前後、長期休業日又はそれ以外の休業日に、保護者の希望により在園児等の保育を行います。 【現状】事業実施 <u>新規実施園数：現状（R3(2021)）1園</u> <u>実施園数：現状（R3(2021)）38園</u> 【R4(2022)以降】実施園数の拡大や預かり保育の長時間化・通年化、受入年齢拡大の推進</p> <p>②認定こども園への移行促進 多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、認定こども園への移行に向けて、計画的な整備を進めます。 【現状】移行の促進（R2(2020)移行実施園数2園） <u>認定こども園移行園数：現状（R3(2021)）4園</u> <u>認定こども園数：現状（R3(2021)）14園</u> 【R4(2022)以降】移行促進の継続</p>

	<p>③幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施 市内に住民登録をしており、私学助成を受けている幼稚園（認可）及び幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）を利用する3（満3歳を含む）・4・5歳児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するために補助を実施します。 【現状】対象者への補助の実施 助成人数（幼稚園在園児）：現状（R3(2021)）15,597人（見込み） 助成人数（幼稚園類似施設在園児）：現状（R3(2021)）97人（見込み） 【R4(2022)以降】対象者への補助の継続実施</p> <p>④幼児教育相談の実施 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる園を支援するため、市に幼児教育相談員を配置し、巡回相談を実施することにより、子ども・保護者・教職員の困り感を軽減し、より一層の幼児教育の充実を図ります。 【現状】巡回相談の実施 【R4(2022)以降】巡回相談の継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p>保育士確保対策事業 <small>(こども未来局：保育対策課)</small></p>	<p>保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保育士確保に向けたセミナー・啓発等の実施 神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同設置している保育士・保育所支援センター事業のほか、就職相談会・保育所等見学会などを実施し、保育士養成施設等とも連携しつつ、保育所等での就労を希望する方と、保育所等とのマッチングを行い、保育人材の確保を促進します。また、保育士養成施設に通う学生や潜在保育士等を対象とした講座、研修、事業説明会などを通じ、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施します。 【現状】 ・保育士確保に関する各種事業の実施 参加者数：現状（R2(2020)）3,171人 ・就職マッチング等の実施 マッチング件数：現状（R2(2020)）2,684人 【R4(2022)以降】 ・保育士確保に関する各種事業の継続実施 ・就職マッチング等の継続実施</p>	<p>②保育士資格取得や定着に向けた支援 保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所等運営法人が保育士の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部について補助を実施します。また、保育士養成課程の修了又は保育士試験の受験による資格取得を目指す方を支援するため、各種の保育士資格取得支援事業や、指定保育士養成施設で学ぶ学生に対して修学資金等の貸付を行うことで、修学の継続及び保育士資格の取得を支援し、卒業後、市内保育施設へ就職することを促す保育士修学資金貸付などの事業を実施します。</p>

	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格取得支援の実施 ・保育士宿舍借り上げ支援の実施 <p>補助対象人数：現状（R2(2020)）1,971人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士修学資金貸付等補助の実施 <p>補助対象人数：現状（R2(2020)）43人</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援の実施 ・対象者への補助の実施 <table border="1" data-bbox="316 611 1326 801"> <tr> <th data-bbox="316 611 544 651">用語説明</th> <th data-bbox="544 611 1326 651">潜在保育士</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="316 651 1326 801"> <p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。厚生労働省の調査によると、潜在保育士の人数は、平成30（2018）年時点でおよそ95万人（※）です。</p> <p>※認可外保育施設及び幼稚園に勤務する者、資格喪失に係る届出がない者を含む</p> </td> </tr> </table>		用語説明	潜在保育士	<p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。厚生労働省の調査によると、潜在保育士の人数は、平成30（2018）年時点でおよそ95万人（※）です。</p> <p>※認可外保育施設及び幼稚園に勤務する者、資格喪失に係る届出がない者を含む</p>	
用語説明	潜在保育士					
<p>保育士の資格を有しながら、保育所などの保育に関係した職場に就業していない人のこと。厚生労働省の調査によると、潜在保育士の人数は、平成30（2018）年時点でおよそ95万人（※）です。</p> <p>※認可外保育施設及び幼稚園に勤務する者、資格喪失に係る届出がない者を含む</p>						
No	事務事業名(所管課)	事業概要				
(8)	<p>保育料対策事業 (こども未来局：保育対策課)</p>	<p>納付者に対して多様な納付手段を提供するほか、滞納世帯に対し、納付指導、催告等を確実に実施しながら、債権対策を推進します。</p>				
	<p>計画期間中の主な取組</p>					
	<p>①保育料収納対策の強化</p> <p>納付しやすい環境を提供するためのオンラインによる口座振替手続きの周知徹底、初期滞納者への電話催告の確実な実施、滞納長期化防止に向け、早い段階での財産調査を確実に実施し、より高い収入率を目指します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話催告やWEB 口座振替受付サービスを活用した初期未納対策の実施 ・滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施 <p>収入率：現状（R2(2020)）98.92%</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②国の子育て支援施策との連携</p> <p>多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減として実施する保育料の減免制度のほか、幼児教育・保育の無償化の取組について、今後も国の制度変更等を着実に反映させながら実施します。</p> <p>【現状】取組の実施</p> <p>【R4(2022)以降】取組の継続実施</p>					

コラム 「保育・子育て総合支援センター」

保育・子育て総合支援センターには、子どもに関する専門職である保育士、看護師、栄養士がおり、子育てに関する情報が得られたり、子育てで困ったときの相談ができます。

また、「公立保育所」を併設し、医療的ケア保育や一時預かり保育を実施しているほか、「地域子育て支援センター」を併設し、親子が安心して遊べるスペースがあり、保護者のリフレッシュの場としてだけでなく、同世代のお子さんを持つ保護者同士の交流の場にもなっています。

こうした子育て家庭への支援に加え、民間保育所等への支援や人材育成もっており、地域における「保育・子育て支援拠点」の役割を担う新たな施設として、令和元（2019）年9月に川崎区、令和3（2021）年3月に中原区に開設しています。



保育・子育て総合支援センターの様子

コラム 「幼児教育・保育の無償化」

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元（2019）年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

なお、無償化の内容は子どもの年齢や利用している施設などによって異なり、新たに手続きが必要となる場合や延長保育料や給食費など無償化の対象外となる費用もあります。

対象となる施設と無償化の内容			
<p>認可保育所</p> <p>認定こども園（保育所部分）</p> <p>地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業 事業所内保育事業</p>	<p>3～5歳児クラス （すべての子ども）</p> <p>0～2歳児クラス （市民税非課税世帯の子ども）</p>	<p>無償</p>	<p>入園の際に「保育の必要性の認定」を受けるので、改めての手続きは不要です。</p>
<p>認可外保育施設など 川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設（認可外）、一時保育、 年産認定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート、ベビーシッター</p>	<p>3～5歳児クラス （すべての子ども）</p>	<p>月額37,000円を上限額として 無償</p>	<p>「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。</p>
	<p>0～2歳児クラス （市民税非課税世帯の子ども）</p>	<p>月額42,000円を上限額として 無償</p>	
<p>幼稚園</p> <p>認定こども園（幼稚園部分）</p>	<p>3～5歳児クラス （すべての子ども）</p>	<p>預かり保育を利用しない場合 月額25,700円を上限額として 無償^{※1}</p> <p>預かり保育を利用する場合 月額37,000円を上限額として 無償^{※2※3}</p>	<p>預かり保育が無償化されるには「保育の必要性の認定」の手続きが必要です。</p>

※1 3歳の誕生日から対象となります。※2 25,700円を含む。
※3 市民税非課税世帯の3歳から5歳児（対象となる期間）は3歳の誕生日から最初の3月31日までは、月額42,000円を上限として無償化されます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

◆施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

【施策の概要】

将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細かな指導に取り組みます。

また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。

【現状と課題】

≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫

- ◆ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。コミュニケーション能力や、自己肯定感の不足、他者への配慮の不足といった課題が指摘されています。将来、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力として、チームワークやストレスマネジメント能力、また、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解など、基礎的・汎用的能力を育成する必要があります。
- ◆ 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習や多文化共生教育、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。子どもたちの「豊かな心」の育成にあたっては、子どもたちの自尊感情、他者への思いやりの心などを育むことが重要であることから、性的マイノリティへの理解促進や、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念や仕組みの普及・啓発など、様々な観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育の更なる推進を図る必要があります。
- ◆ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。急速なグローバル化の進展の中で英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっていることから、英語教育の充実を図る必要があります。
- ◆ 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線LAN）について、令和3（2021）年度からステップ0・1として授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさきGIGAスクール構想」の推進に取り組んでいます。「かわさきGIGAスクール構想」を推進するためには、活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していくために取組を見直し続ける必要があります。
- ◆ 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中9年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度重複化、多様化していることから、様々な障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設の狭あい化への対応など教育環境の整備が課題となっています。
- ◆ 通常の学級においても発達障害のほか、不登校や経済的に困難な家庭環境など、様々な支援を必要とする児童生徒が増加しています。子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。特に不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることから、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクに配慮した支援が求められます。
- ◆ 経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。経済的理由のために学習機会が失われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な就学支援等が求められています。
- ◆ 外国につながるのある児童生徒に対しては、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、充実を図りました。今後も外国につながるのある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向は続いていくことが予測されるため、引き続き、学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進する必要があります。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、様々な危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- ◆ 交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。交通事故発生件数は減少していますが、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、引き続き、自転車に関する交通事故防止対策が求められています。

【計画期間における方向性】

《「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》

- ◆ 学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ「キャリア・パスポート」を教材として活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の更なる充実に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図ります。また、「かわさきパラムーブメント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に進めていきます。
- ◆ 習熟の程度に応じた指導やドリルソフト等を活用することで、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対応した取組を進めます。また、グローバル化が進む中で、英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっており、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。
- ◆ 「かわさき GIGA スクール構想」により整備された 1 人 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を活用し、児童生徒の状況に応じて、ICT スキルを段階的に高めるとともに、情報セキュリティや情報モラルについて確実な習得をめざします。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づいた取組を着実に推進していきます。
- ◆ 小中一貫した食育を推進するため、学校給食を活用した小中 9 年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。

《一人ひとりの教育的ニーズへの対応》

- ◆ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ◆ ゆうゆう広場での体験活動、ICT を活用した学習支援、フリースクール等との連携など、様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ◆ ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境は、年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携して取組を進めます。

《児童・生徒等の安全の確保》

- ◆ 近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、様々な危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- ◆ 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】 （全国学力・学習状況調査）	73% （令和3（2021）年度）	82.0%以上 （令和7（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】 （全国学力・学習状況調査）	66% （令和3（2021）年度）	75%以上 （令和7（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】 （市学習状況調査）	90.1% （令和2（2020）年度）	94.0%以上 （令和7（2025）年度）	市立校の対象学年全児童の平均値（小学校5年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値）
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】 （市学習状況調査）	80.8% （令和2（2020）年度）	82.0%以上 （令和7（2025）年度）	市立校の対象学年全生徒の平均値（中学校2年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値）
支援の必要な児童※の課題改善率（小学校） （教育委員会事務局調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	90.9% （令和2（2020）年度）	97.0%以上 （令和7（2025）年度）	課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数×100（%）
児童生徒の登下校中の事故件数 （教育委員会事務局調べ）	35.6件 （平成28（2016）～令和2（2020）年の平均）	23件以下 （令和3（2021）～令和7（2025）年の平均）	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近5年間の平均値）

具体的な事業

- (1)キャリア在り方生き方教育推進事業 (2)きめ細かな指導推進事業 (3)人権尊重教育推進事業
- (4)多文化共生教育推進事業 (5)健康教育推進事業 (6)健康給食推進事業
- (7)教育の情報化推進事業 (8)かわさき GIGA スクール構想推進事業
- (9)魅力ある高校教育の推進事業 (10)学校教育活動支援事業 (11)特別支援教育推進事業
- (12)共生・共育推進事業 (13)児童生徒支援・相談事業 (14)教育機会確保推進事業
- (15)海外帰国・外国人児童生徒相談事業 (16)就学等支援事業 (17)学校安全推進事業
- (18)交通安全推進事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>キャリア在り方生き方教育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)</p>	<p>将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。</p>
	計画期間中の主な取組	
(1)		<p>①各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実 各学校では、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、育てたい資質・能力を明確にした上で、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施・評価・改善していきます。 【現状】 ・キャリア在り方生き方教育の全校実施 ・多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 <u>研修実施回数：現状（R3(2021)）3回</u> 【R4(2022)以降】各校における取組の実施と担当者のスキルアップ</p> <p>②「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。小学校から高等学校まで5分冊の「キャリア在り方生き方ノート」（川崎市独自）と、小学校入学から高等学校卒業までをつなぐ「キャリア・パスポート」（全国的な取組）を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。 【現状】全校種における啓発資料の活用 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>③研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進します。 【現状】情報交換会や報告会の実施 【R4(2022)以降】推進校における研究支援</p> <p>④広報等による保護者等への理解促進 啓発リーフレット等を活用して、家庭・地域との連携を意識した推進を図ります。 【現状】リーフレットの作成及び配布 【R4(2022)以降】継続実施</p>



キャリア在り方生き方ノートを活用した授業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>きめ細かな指導推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進 習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究・実践を進めます。 【現状】 ・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導 ・手引き等を活用した取組の実践 【R4(2022)以降】小・中学校9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実</p> <p>②少人数指導・少人数学級等の推進 小学校2年生以上の1学級あたり35人を超える学校において、研究指定制度を活用した少人数学級を実施します。また、少人数指導等のための教員を学級担任にあてて少人数学級を実施した学校に対して、非常勤講師を配置し、習熟の程度に応じた学習や課題別学習等の少人数指導を推進します。 【現状】学校の実情に応じた取組の実施 【R4(2022)以降】学校の実情に応じた取組の充実</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p align="center">人権尊重教育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)</p>	<p>「川崎市子どもの権利に関する条例」や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、子どもたちの人権感覚や人権意識の育成、教職員の指導力の向上に向けた取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の推進</p> <p>会議での情報交換等を通して人権尊重教育の深化を図ります。</p> <p>【現状】人権尊重教育推進会議の実施 開催回数：現状（R3(2021)）1回</p> <p>【R4(2022)以降】人権尊重教育推進会議の継続的な開催など、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえた人権尊重教育の推進に向けた情報共有の推進</p> <p>②人権尊重教育研究推進校・実践推進校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施</p> <p>管理職及び教職員、人権尊重教育推進担当者、PTAを対象とした研修の実施や、研究推進校や実践推進校への研究支援を通して教職員の意識の向上を図ります。</p> <p>【現状】研修等の実施 研修参加者数：現状（R2(2021)）2,878人</p> <p>【R4(2022)以降】研修等の継続的な実施</p> <p>③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用</p> <p>児童生徒の発達の段階に応じて子どもの権利学習に関する資料等を作成し配布します。</p> <p>【現状】教材内容の改善及び効果的な活用 【R4(2022)以降】内容の改善による教材等の充実と効果的な活用の推進</p> <p>④子どもの権利学習派遣事業の実施</p> <p>子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小中学校で実施します。</p> <p>【現状】派遣事業の実施 派遣学級数：現状（R3(2021)）113学級</p> <p>【R4(2022)以降】学校のニーズに応じた派遣事業の実施による学習機会の充実</p>	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局：教育政策室)	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①様々な国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進</p> <p>講師の派遣を通じて子どもたちの異文化理解の促進を図ります。</p> <p>【現状】派遣事業の実施 派遣校数：現状（R3(2021)）78校 212人</p> <p>【R4(2022)以降】派遣事業の継続実施</p> <p>②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた外国人教育についての情報共有や意見交換の推進</p> <p>外国人教育推進連絡会議での情報交換を通じて外国人教育の課題の把握や解決を図ります。</p> <p>【現状】外国人教育推進連絡会議の開催 開催回数：現状（R3(2021)）1回</p> <p>【R4(2022)以降】外国人教育推進連絡会議の継続的な開催による事業の充実</p> <p>③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の推進</p> <p>実践事例報告会での情報交換を通じて教職員の意識の向上を図ります。</p> <p>【現状】実践事例報告会や事業説明会の開催 【R4(2022)以降】実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	健康教育推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)	健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①新型コロナウイルス感染症防止対策の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、今後もその影響は予測困難であるため、感染状況に応じて、保健管理上の適切な感染症対策を図り、健やかな学校生活を送れるよう取組を進めます。</p> <p>【現状】感染対策用品の配布等の実施 【R4(2022)以降】学校の状況に応じた継続的な支援</p>	

<p>②喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。 【現状】保健の授業等で実施 【R4(2022)以降】継続的な健康教育の推進</p> <p>③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応を図るため、養護教諭等を対象とした研修を実施します。 【現状】食物アレルギー研修の実施 【R4(2022)以降】養護教諭や栄養士を対象とした研修の継続実施</p> <p>④学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 学校保健安全法に基づき、学校における各種健康診断を着実に実施します。 【現状】各種健康診断の実施 【R4(2022)以降】健康診断の適正な実施</p> <p>⑤スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 個別の対応が求められる子どもへの対応等について、指導・助言を行うスクールヘルスリーダーを派遣します。 【現状】若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施 <u>派遣校数：現状（R3(2021)）6校</u> 【R4(2022)以降】若手養護教諭の養成・支援のための派遣の継続実施</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	健康給食推進事業 <small>(教育委員会事務局：健康給食推進室)</small>	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
計画期間中の主な取組		
(6)		<p>①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 将来を担う子どもたちが、生涯「健康」な生活を営むために、「健康給食」をコンセプトとして、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立を提供します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・JA セレサなど多様な主体と連携した給食の提供 ・小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・レシピ動画等の市民への情報発信 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎らしい特色ある給食の提供 ・学校における指導のてびきに基づいた体系的・計画的な食育の推進

②中学校給食の円滑な実施

学校給食センターP F I 事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供します。

【現状】学校給食センターP F I 事業モニタリングの実施

【R4(2022)以降】継続実施

③小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進

小学校や特別支援学校において児童の発達段階に応じた給食の充実に向けての取組を推進します。

【現状】

- ・老朽機器の計画的な更新の実施
- ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化の実施

【R4(2022)以降】

- ・老朽機器等の計画的な更新の継続実施
- ・退職動向等に合わせた給食調理業務の委託化の継続実施

④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援

学校給食会が行う学校給食用物資の調達や学校給食費の管理に関する事業等に対する運営支援を行います。

【現状】補助金支給による運営支援

【R4(2022)以降】運営支援内容の検討と検討に基づく取組の推進

⑤学校給食費の適正な徴収

公会計化後の徴収状況を踏まえた納付勧奨の取組を検討し、適正な債権管理と滞納整理を推進します。

【現状】学校給食費の公会計化の実施

【R4(2022)以降】徴収状況を踏まえた取組の推進



「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p align="center">教育の情報化推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や学校業務の効率化に向けた取組を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>(7)</p>	<p>①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 計画に基づき児童生徒の情報活用能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援するために必要な環境整備を踏まえ、教育の情報化を推進します。 【現状】計画改定（予定） 【R4(2022)以降】計画に基づく取組の実施</p> <p>②情報モラル教育の充実 児童生徒をインターネットのトラブルから守るため、日常的なモラルを育み、インターネットの仕組みを理解させ、判断力を育成する視点を大切にした情報モラル教育を推進します。 【現状】道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施 【R4(2022)以降】判断力の育成など情報モラル教育の推進と家庭との連携</p> <p>③学習活動等で必要となる ICT 機器の更新及び整備 学習活動等で必要となる ICT 機器の更新及び整備に取り組みます。 【現状】ICT 機器の更新・整備 【R4(2022)以降】GIGA 端末導入に伴う小学校 PC 教室の見直し</p> <p>④校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 教員の業務の効率化につながるよう、校務支援システムによる業務の効率化を進め、教育の質的改善を図ります。 【現状】研修開催やサポートデスク等による各学校のサポート 【R4(2022)以降】 ・サポート体制の充実 ・学習データや児童管理データ、指導データなど様々なデータの連携による効率化の促進</p> <p>⑤ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進 学校業務の効率化に向け、情報システムのネットワークや機器のあり方を検討し、検討結果に基づき取組を推進します。 【現状】ネットワーク環境のあり方の検討 【R4(2022)以降】検討結果に基づき取組の推進</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>かわさき GIGA スクール構想 推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。</p>
<p>計画期間中の主な取組</p>		
<p>(8)</p>		<p>①「かわさき GIGA スクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援</p> <p>「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、教職員の ICT 活用スキル向上に向けた研修の実施による人材育成を行うことで、現場における段階的なステップアップを図り、授業での活用を推進します。</p> <p>【現状】ステップ0・1の実現を支える教職員のスキル向上に向けた研修の実施 <u>推進モデル校数：現状（R3(2021)）2校</u> <u>研究推進校数：現状（R3(2021)）1校</u> <u>推進協力校数：現状（R3(2021)）12校</u> 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力を基盤として段階的なステップアップを図る取組の推進と授業での活用 ・研究推進校・拠点校における取組の支援と共有による事業の充実 ・ICT 活用研修の充実と各教科・各校種における活用の推進
		<p>②学校での活用を促進する人的支援</p> <p>学校における GIGA 端末等の活用を促進するため、情報交換会等の GSL（GIGA スクール構想推進教師）研修会や要請訪問研修を実施するとともに、GIGA スクールサポーターを配置し、学校を支援します。</p> <p>【現状】GSL 研修会の実施及び GIGA スクールサポーターによる支援 <u>GSL 研修会参加者数：現状（R3(2021)）延べ 1,333 人</u> <u>GIGA スクールサポーター配置人数：現状（R3(2021)）15 名</u> 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会等を含む GSL 研修会や要請訪問研修の実施 ・サポーターの配置による学校支援
		<p>③教育用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討</p> <p>教育用デジタルコンテンツ等の活用に向けて、デジタル教科書の活用に関する研究等を進めます。</p> <p>【現状】デジタル教科書実証事業重点校での調査と活用方法の検討 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教科書の活用に関する研究と取組の推進 ・副読本のデジタル化支援と活用の促進

	<p>④学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの整理と活用 教育データの利活用に向けた整理を行い、また、GIGA 端末における教育データの活用状況の調査を図ります。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育データの利活用に向けた整理 ・GIGA 端末における教育データの活用状況の調査 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育データの活用手法の検討と指導・評価の改善への反映 ・GIGA 端末における教育データの調査・分析 <p>⑤児童生徒数の増加等に対応した GIGA 端末及び通信環境の充実 児童生徒数の増加及び計画の推進に応じた各種環境の整備を図ります。 【現状】 児童生徒数の増加等に対応した各種環境の整備</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の状況に応じた GIGA 端末の整備と適切な維持管理 ・利用状況に対応した通信環境の確保に向けた調査、検討 ・利用アカウントの発行、管理等の効率的な運用 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	<p>魅力ある高校教育の推進事業 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育や、定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
		<p>①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、各校が、魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現を目指します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある普通科教育の推進 ・定時制における学びの充実 ・特色ある専門学科の推進 ・ICT 環境の計画的な整備 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通科におけるカリキュラム・マネジメントの充実とキャリア教育の推進 ・定時制における将来の自立に向けた支援や日本語指導の充実、在県外国人等特別募集の実施 ・インターンシップや合同発表会の実施など特色ある専門学科の推進 ・ICT 環境の計画的な整備

用語説明		市立高等学校改革推進計画
		<p>「川崎市立高等学校教育振興計画」のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19（2007）年7月に策定した計画。「第1次計画」として、川崎高等学校に中高一貫教育と二部制定時制の導入、商業高等学校（現・幸高等学校）に全日制普通科設置、川崎総合科学高等学校に定時制商業科の設置などの再編を行いました。</p> <p>また、令和2（2020）年2月に策定した「第2次計画」では、川崎高等学校で実施していた普通科の選抜募集の停止や夜間部の募集を停止するとともに、昼間部の募集を拡大したほか、幸高等学校については、普通科の募集拡大、ビジネス教養科の募集変更、高津高等学校の定時制の募集変更などの再編を行いました。</p>
		<p>②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施</p> <p>高等学校が持つ専門的な知識・技術・設備等の教育機能を広く地域に開放することで、高校に対する地域住民の理解と交流を深めます。</p> <p>【現状】開放講座等の実施</p> <p>聴講生制度：現状（R3(2021)）2コマ</p> <p>図書館開放：現状（R3(2021)）1校</p> <p>開放講座：現状（R1(2019)）6講座</p> <p>【R4(2022)以降】聴講生制度、図書館開放、開放講座等の取組の推進</p>
		<p>③川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進</p> <p>川崎高等学校及び同附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。</p> <p>【現状】中高一貫教育の推進</p> <p>【R4(2022)以降】川崎高等学校及び附属中学校における中高一貫教育の実施</p>
		<p>④市立高等学校における多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進</p> <p>橘・幸・高津高等学校における協働に向けた体制づくりと取組を推進します。</p> <p>【現状】橘・幸・高津高等学校における協働に向けた体制づくりと取組の推進</p> <p>【R4(2022)以降】多様な主体との連携・協議体制の構築と連携した取組の検証</p>
No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>学校教育活動支援事業 (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。</p>
	計画期間中の主な取組	
(10)	<p>①教育活動サポーターの配置</p> <p>児童生徒への学習支援・相談の充実のために教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置し、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。</p> <p>【現状】教育活動サポーターの配置</p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>	

	<p>②小中学校における自然教室の実施（ハヶ岳少年自然の家） 豊かな自然環境での宿泊体験学習を通じて心身ともにたくましい児童生徒の育成を図ります。 【現状】 自然教室の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p>				
No	事務事業名(所管課)	事業概要			
(11)	<p>特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局：指導課)</p>	<p>「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。</p>			
	<p>計画期間中の主な取組</p>				
	<p>①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の拡充により、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援と小・中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援が充実するように、学校の支援体制を強化します。 【現状】 特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援 【R4(2022)以降】 担当教員による小・中学校への支援</p>	<table border="1" data-bbox="309 1120 1318 1267"> <tr> <th data-bbox="309 1120 539 1160">用語説明</th> <th data-bbox="539 1120 1318 1160">通級指導教室</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="309 1160 1318 1267"> 小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。 </td> </tr> </table> <p>②小・中学校通級指導教室の運営 小・中学校の通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒に対し、設置校において困難さの改善に向けたきめ細かな指導を行います。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置 ・通級指導体制の充実に向けた巡回方式の施行実施 <p>【R4(2022)以降】 検査体制の強化や巡回方式の導入など通級指導体制の充実</p> <p>③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 個別の指導計画の作成及びサポートノート（個別的教育支援計画）を活用した適切な引継ぎの実施を行うことで、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一貫して的確な教育的支援を行います。 【現状】 指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ 【R4(2022)以降】 個別の指導計画及びサポートノートの活用による適切な引継ぎの実施</p>	用語説明	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。
用語説明	通級指導教室				
小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。					

④特別支援教育研修の実施による専門性の向上

特別支援学校や特別支援学級において児童生徒が増加しているとともに障害の重度重複化、多様化が進んでいることから、研修の開催等を通じて教職員の専門性の向上を図ります。

【現状】必修研修及び希望研修の実施

必須研修実施数：現状（R3(2021)）19回

希望研修実施数：現状（R3(2021)）10回

【R4(2022)以降】学びの場に応じた研修の継続実施と充実

⑤医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

小・中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師の訪問などにより、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

【現状】児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣

【R4(2022)以降】継続実施

⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施

長期入院等児童生徒に対して、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して切れ目のない教育を行います。

【現状】長期入院・入所児童生徒への指導者配置

【R4(2022)以降】長期入院・入所児童生徒への指導者配置による学習支援

⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置

市立学校において教員の補佐として、特別支援教育サポーターを配置し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行います。

【現状】小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置

配置回数：現状（R2(2021)）21,902回

【R4(2022)以降】小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの継続配置

⑧小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して外部人材を活用した介助支援人材を配置し、安定的な学級運営を図ります。

【現状】小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置

配置回数：現状（R3(2021)）10校

【R4(2022)以降】小中学校の特別支援学級への介助支援人材の継続配置

⑨福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施

特別な教育的支援を必要とする次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談等を行い、学校における一貫した教育支援の充実を図ります。

【現状】福祉部門と連携した教育支援の実施

【R4(2022)以降】福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援

⑩社会的自立に向けた就労支援の実施

特別支援学校卒業後の社会的自立に向けて、職業教育を強化するとともに、関係機関と更なる連携により、支援の充実を図ります。

【現状】高等部における就労訓練の実施

【R4(2022)以降】関係機関との連携による支援の充実

	<p>⑪特別支援学校の計画的な施設整備 市立特別支援学校の狭あい化解消など良好な教育環境の確保に向けた取組を進めます。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央支援学校大戸分教室の増築に向けた取組 中央支援学校高等部分教室の整備に向けた取組及び学校化に向けた検討 受入枠拡充に向けた神奈川県との協議 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央支援学校大戸分教室、高等部分教室の計画的な施設整備と学校化に向けた取組の推進 受入枠拡充に向けた神奈川県との協議結果に基づく取組の推進 <p>⑫児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、障害のない子どもにとっても、様々な人と助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となるよう、特別支援学校の居住地校交流など児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習を推進します。 【現状】 児童生徒の実態に応じて各校で実施 【R4(2022)以降】 交流及び共同学習の継続</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(12)	<p>共生・共育推進事業 <small>(教育委員会事務局：教育政策室)</small></p>	<p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
		<p>①各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 体験を通して自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的な関わりをつくりだすために必要なスキルを育てる「かわさき共生＊共育プログラム」を実施します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における年間6時間授業の実施 担当者研修の実施 <p><u>研修の実施回数：現状(R3(2021))年2回</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 GIGAスクール構想に対応したエクササイズの見直し <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 各学校でのICTを活用したプログラム実施の支援 エクササイズを活用した取組の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(13)	<p style="text-align: center;">児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進 特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を合わせ持った児童支援コーディネーターが中心となり、校内のすべての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を行います。 【現状】 コーディネーターの配置（R3 小学校全校、中学校4 1 校） <u>コーディネーター研修の開催回数：現状（R3(2021)）8 回</u> 【R4(2022)以降】 小中学校全校へのコーディネーター配置と児童生徒支援の推進</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケアなどを行います。 【現状】 ・全中学校・高等学校への配置 ・小学校、特別支援学校への派遣 【R4(2022)以降】 ・カウンセラーによる専門的相談支援の充実 ・学校巡回カウンセラーの充実と各区へのスーパーバイザーの配置による体制強化</p> <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 いじめ・不登校、児童虐待など様々な諸問題の解決に向け、子どもに影響を及ぼしている環境の改善を図るため、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的知識・技術を用いて相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 【現状】 川崎区2名、その他の区は1名配置による要請派遣 【R4(2022)以降】 配置拡大による7区での巡回支援の充実</p> <p>④多様な相談機能の提供 各種の相談等に対応するため多様な相談機能を提供するとともに、不登校の児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供を行います。 【現状】 ・24 時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICT を活用した学習保障 【R4(2022)以降】 多様な相談機能による相談支援の実施</p>	